

# 実績評価書(案)(8月4日時点版)

【資料3-1】

(厚生労働省4(VI-1-3))

<p>施策目標名</p>	<p>技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI-1-3)                  基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること                  施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>・ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。</p> <p>・ 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。</p> <p>① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする</p> <p>② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う</p> <p>③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備</p> <p>④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う</p>						
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。</p>					
	<p>2</p>	<p>・ 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となったが、令和3年時点では約27.6万人。新型コロナウイルスへの対応としての水際対策の緩和を受け、今後は技能実習生数の増加が見込まれる。</p> <p>・ 適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保</p>		<p>外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。</p>			
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施</p>		<p>認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>		<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
	<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>6,418,367</p>	<p>6,364,350</p>	<p>6,231,391</p>	<p>6,201,268</p>	<p>6,253,617</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>6,418,367</p>	<p>6,364,350</p>	<p>6,231,391</p>	<p>6,201,268</p>	<p>6,253,617</p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>6,211,784</p>	<p>6,286,652</p>	<p>6,170,582</p>	<p>6,177,949</p>	<p>6,253,617</p>	
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>96.8%</p>	<p>98.8%</p>	<p>99.0%</p>	<p>99.6%</p>	<p>99.6%</p>		

<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>
	<p>第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説</p>	<p>令和4年2月25日</p>	<p>外国人労働者については、雇用の維持や就職の支援を強化するとともに、その有する能力を有効に発揮できる適正な環境での受入れを促進します。また、技能実習制度の一層の適正化に努めます。</p>
	<p>経済財政運営と改革の基本方針2022(抄)</p>	<p>令和4年6月7日閣議決定</p>	<p>第3章 内外の環境変化への対応                  1. 国際環境の変化への対応                  (5) 対外経済連携の促進                  (外国人材の受入れ共生)</p>
	<p>外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)(抄)</p>	<p>令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定</p>	<p>Ⅱ 施策                  5 共生社会の基盤整備に向けた取組                  力 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築                  ③技能実習制度の更なる適正化</p>

達成目標1について		実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保								
測定指標	指標1 外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数 (アウトプット)	指標の選定理由	施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	○	(◎)
		7,886件	-	-	-	-	13,000件	13,000件		
		7,886件	14,970件	17,308件	24,105件	22,033件 (速報値)				
	指標2 技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数 (アウトプット)	指標の選定理由	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	◎	
		80%	500件	2,000件	2,000件	2,000件	4,500件	4,500件		
		1,450件	3,769件	4,924件	8,201件	7,676件				
	指標3 実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
平成30年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	○		
100%		90%	95%	95%	95%	95%	95%			
	100.0%	100.0%	93.4%	95.8%	95.2%					

達成目標2について		技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施								
測定指標	指標4 標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響により、技能実習計画の認定申請の件数が大幅に減少したため、標準処理期間内の処理率が上昇したが、令和4年度は、入国制限前の状況に戻ることが大いに考えられるため、平成30年度、令和元年度の処理率をもとに80%を設定している。 令和4年度実績値77.7%は、分母:技能実習計画の措置件数(256,186件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(199,133件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	○	△
		80.0%	80%	80%	80%	80%	80%	80%		
		81.0%	82.7%	82.1%	87.2%	77.7%				
	指標5 技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	指標の選定理由	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	○	
		270,000件	270,000	394,083	301,025	300,526	250,000	250,000		
		389,321	371,482	260,776	175,098	251,678				

指標6 第2号技能実習の修了時に 受検が必須とされている技能 検定等の実技試験の合格率 (アウトカム)	指標の選定理由	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	(○)	
	89%	-	-	-	-	85%	85%		
	-	-	88.7%	89.2%	集計中 (R5年8月集計予定)				
【参考】指標7 外国人技能実習生の在留者数	実績値								
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940				
【参考】指標8 母国語相談件数	実績値								
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	2,695	7,452	13,353	23,701	集計中 (R5年秋頃集計予定)				
【参考】指標9 外国人技能実習機構が実習 実施者に対して行った実地検 査のうち、技能実習法違反が 認められた件数及び割合	実績値								
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	2,752	4,922	6,445	8,283	8,843 (速報値)				
	34.9%	32.9%	37.2%	34.4%	40.1% (速報値)				

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の 知見の活用	有識者会議WG後に記載予定
---------------------	---------------

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】
		(判定理由)
		<b>【達成目標1 外国人技能実習制度の適正な運営の推進】</b> ・ 指標1から指標3については、全て目標値を達成している。
		<b>【達成目標2 技能実習の円滑かつ効果的な実施】</b> ・ 指標4については、入国制限が緩和されたことに伴い、特定の期間に認定申請が急増したことにより、例年と比べると処理率は下がったが、目標値を概ね達成している。  ・ 指標5については、目標値を達成している。  ・ 指標6については、令和4年度の実績値は2023年8月時点では未集計であるが、令和2年度及び令和3年度の実績値を踏まえると目標を達成すると見込まれる。
	<b>【総括】</b> ・ 主要な測定指標2つのうち一つの達成状況が「△」となったもののもう一方は「◎」であり、また、主要な測定指標以外の指標は全て「◎」又は「○」だった。また、指標4の目標未達は入国制限の緩和という外部要因によるものである。このため、判定結果は、③【相当程度進展あり】に区分されるもので、外部要因等を加えて総合的に判断し目標を達成していると評価できるものとして、A(目標達成)と判定した。	
	(有効性の評価)	
	<b>【達成目標1 外国人技能実習制度の適正な運営の推進】</b> ・ 指標1から指標3までについては、すべて目標値を達成しており、実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保が図られていると評価できる。特に指標1及び指標2は目標を大幅に超過して達成しており、その要因としては、計画的かつ効率的な業務運営に努めたことがあげられる。	
	<b>【達成目標2 技能実習の円滑かつ効果的な実施】</b> ・ 指標4については、令和4年3月の入国制限解除により、既に認定を受けていた1号技能実習生の入国が大幅に増加し、それに伴い、当該技能実習生が2号技能実習生となるための認定申請が急増した(令和4年度下半期86,196件、上半期3,041件の約28倍)。このように、認定処理が大幅に増加したことにより、例年と比べると処理率は下がったが、目標値を概ね達成しており、技能実習計画の認定処理は有効に機能していると評価できる。  ・ 指標5については、令和4年度の目標値であった技能実習計画の認定件数250,000件を達成していることから、技能実習計画の認定処理は有効に機能していると評価できる。  ・ 指標6については、目標達成見込みであり、認定計画に基づいた効果的な技能実習が推進されていると評価できる。	
	(効率性の評価)	
<b>【達成目標1 外国人技能実習制度の適正な運営の推進】</b> ・ 指標1から3については、平成30年度以降予算額が逡減している中で、毎年度目標値を概ね達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。		
施策の分析	<b>【達成目標2 技能実習の円滑かつ効果的な実施】</b> ・ 指標4については、平成30年度以降予算額が逡減しているにも関わらず、令和3年度まで目標値を達成しており、令和4年度についても入国制限の解除により大量の認定申請がなされ認定処理が滞ったが、目標値を概ね達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。  ・ 指標5については、平成30年度以降予算額が逡減しているにも関わらず、申請件数が減少傾向にあった令和3年度以外は目標を達成又は概ね達成していること、今年度の目標値も達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。  ・ 指標6については、平成30年度以降予算額が逡減している中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。	
	(現状分析)	
<b>【達成目標1 外国人技能実習制度の適正な運営の推進】</b> ・ 全ての目標値について目標値を概ね達成しており、技能実習制度の適正な運営の確保が図られている。一方で、技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が引き続き指摘されていることも踏まえ、取組のさらなる進展が必要。  ・ 指標1については、令和4年度の実績値は22,033件であり、令和4年度に13,000件という目標を既に達成している。今後は、指標9のとおり、法令違反率が約40%となっていることも踏まえ、目標値を引き上げることが適当。  ・ 指標2については、令和4年度の実績値は7,676件であり、令和4年度に4,500件という目標を既に達成している。今後は、取組の更なる進展に向け、目標値を引き上げることが適当。  ・ 指標3については、令和2年度を除き、毎年度目標を概ね達成しており、安全衛生に係る指導の取組みが着実に進展している。		
<b>【達成目標2 技能実習の円滑かつ効果的な実施】</b> ・ 技能実習生数は、令和元年度までは増加を続けていたが、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年比減となっていた。令和4年度は入国制限解除を機に再度増加に転じ、令和3年度より約17%増加した。技能実習生が増加するなかでも、指標4から指標6までについて令和4年度目標値を概ね達成しており、技能実習の円滑かつ効果的な実施が図られている。  ・ 指標4については、入国制限解除に伴う2号技能実習生の認定申請が急増したことにより認定処理が滞ったものの、目標値を概ね達成している状態となった。今後も技能実習の円滑な実施に資するよう、定められた標準処理期間での認定申請処理の取組を着実に推進していくことが必要。  ・ 指標5については、令和3年度は申請件数が減少傾向にあり目標を下回ったが、今年度においては目標値を上回ることができた。今後は新型コロナウイルスの影響がさらに小さくなると考えられることから、目標値を引き上げることが適当。  ・ 指標6については、令和4年度の実績値は2023年8月時点では未集計であるが、令和2年度及び令和3年度の実績を踏まえると、目標達成が見込まれる。今後は、取組の更なる進展に向け、目標値を引き上げることが適当。		

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習制度については、令和4年11月に立ち上げられた「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において見直しの議論が行われており、令和5年5月に中間報告書が取りまとめられ、今後は同年秋を目途に最終報告書を取りまとめる予定とされている。また、政府においては、有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組むこととしている。</li> <li>今後の施策及び測定指標の在り方についても、最終報告書を踏まえた制度見直しの方向性を踏まえて検討する必要がある。</li> <li>その上で、当面の施策及び測定指標の見直しについては以下のとおり。</li> </ul>
		<b>【達成目標1 外国人技能実習制度の適正な運営の推進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、順調に推移していることから、取組の更なる進展に向けて目標値を年16,000件に引き上げることとし、達成を目指していく。</li> <li>指標2については、順調に推移していることから、取組の更なる進展に向けて目標値を年5,000件に引き上げることとし、達成を目指していく。</li> <li>指標3については、目標未達成の年度もあるものの、概ね目標を達成し、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul>
		<b>【達成目標2 技能実習の円滑かつ効果的な実施】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4については、概ね目標を達成し、順調に推移していること、今後は申請件数の偏りが小さくなると考えられることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> <li>指標5については、目標を達成し、順調に推移していること、今後は申請件数がより増加していくと考えられることから、引き続き、新たに設定した目標値の達成を目指していく。なお、目標値については300,000件に引き上げる予定。</li> <li>指標6については、目標を達成し、順調に推移していることから、引き続き、令和4年度実績値を踏まえ新たに設定した目標値の達成を目指していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号) URL: <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0000000089_20221001_504AC0000000012">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0000000089_20221001_504AC0000000012</a></li> <li>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) URL: <a href="https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/cabinet-index.html">https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/cabinet-index.html</a></li> <li>外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) URL: <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html</a></li> <li>関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2022/2021_6-1-3.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2022/2021_6-1-3.html</a></li> <li>厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</a></li> <li>厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/index.html">https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/index.html</a></li> </ul>
----------	---

担当部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(海外人材育成 担当) 堀 泰雄	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---------	--------	---------------------------	----------	--------